

2015年8月13日 全16頁

# 法律・制度 Monthly Review 2015.7

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、バーゼル委とIOSCO（証券監督者国際機構）が「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」を公表したこと（23日）、不適切な会計処理を行った上場企業をめぐって企業統治のあり方が問われたことなどが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○7月の法律・制度レポート一覧	2
○7月の法律・制度に関する主な出来事	3
○8月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
監査等委員会設置会社の現況	6
○レポート要約集	13
○7月の新聞・雑誌記事・TV等	16
○7月のウェブ掲載コンテンツ	16

## ◇7月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	ギリシャのデフォルトはEFSFを脅かすか？ ～ギリシャのIMFへの不払いはEFSFの 資金繰りに悪影響を及ぼすか？～	鈴木 利光	金融制度	3
9日	トヨタの新型株式が会計上資本でない理由 ～負債と株主資本の中間区分に表示、 連結ROE低下せず（米国基準）～	鈴木 利光	会計	2
13日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第6回 マイナンバーの告知と本人確認（3） ～サラリーマン（給与）、パート・アルバイト、 年金受給者の場合～	吉井 一洋	税制	8
	法律・制度 Monthly Review 2015.6 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
22日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第7回 マイナンバーの告知と本人確認（4） ～自営業者、弁護士・税理士等士業従事者、開業医～	是枝 俊悟	税制	4
29日	犯収法の施行令、施行規則の改正案について ～本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の 2014年改正関連～	堀内 勇世	金融制度	20
	監査等委員会設置会社の現況	横山 淳	会社法	19

## ◇7月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正案を公表。特定投資家向け取得勧誘における社債券等の転売制限の緩和などの案(8月3日まで意見募集)。</li> <li>◇バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、市中協議文書「CVA リスクの枠組みの見直し」を公表(10月1日まで意見募集)。</li> <li>◇米国証券取引委員会(SEC)、役員報酬のクローバックに係る規則案を公表。</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を改正、9日から適用。</li> <li>◇金融庁、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を公表。</li> <li>◇バーゼル委、「監督措置の実効性評価と監督当局の説明責任に係る報告書」を公表。</li> </ul>
3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「金融モニタリングレポート」を公表。地域銀行のビジネスモデルの中長期的な持続可能性の検証、投資信託販売における営業推進態勢や販売手数料体系の検証など。</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇我が国と香港との租税協定の情報交換規定が発効。</li> <li>◇日証協、「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)に関するQ&amp;A」を改訂。</li> <li>◇金融庁、日本公認会計士協会に、会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携を要請。</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル委、「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みへのよくある質問(FAQ)」を更新。</li> <li>◇国税庁、所得税基本通達、措置法通達(所得税)、「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」を改正し公表。平成28年1月施行の公社債税制の抜本改正に伴う法令解釈の明確化。</li> <li>◇IFRS財団の評議員会、IFRS財団の体制とその有効性のレビューを公表(11月30日まで意見募集)。</li> <li>◇日本公認会計士協会、6日の金融庁の要請を受け、会計監査人と金融検査当局の相互理解の促進は、会計監査人による金融機関に対する監査の品質の向上に資すると考えられることから協力して対応することが適切である旨、会員に発出。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル委、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」を公表。</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融安定理事会(FSB)、「主要な金利指標改革の進捗状況」と題する報告書を公表。</li> <li>◇米国財務会計基準審議会(FASB)、収益認識に関する基準書の適用日の1年延期を決定。</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル委、「実効的な監督カレッジ運営のための諸原則の実施状況」を公表。</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル委、「脆弱な銀行の特定と取扱いに関するガイドライン」および市中協議文書「口座開設に関する一般ガイド」を公表(10月22日まで意見募集)。</li> <li>◇財務省、ドイツとの新租税協定について実質合意に至った旨、公表。</li> </ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国税庁「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外財産調書関係)の取扱いについて」を改正した旨、公表。財産債務調書に係る細則。特定口座またはNISA口座内の有価証券は銘柄ごとに区分せず一括して記載するとするなど。</li> <li>◇企業会計基準委員会(ASBJ)、国際会計基準審議会(IASB)の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の和訳を公表。我が国の視点から主張すべき点を早期に把握しIASBに意見発信を行うため、ASBJが国内の市場関係者に向けて9月25日まで意見募集(なお、IASBによる意見募集期間は10月26日まで)。</li> </ul>

21日	<p>◇不適切な会計処理を行った上場企業に係る第三者委員会の報告書の全文が公表される。</p> <p>◇日本公認会計士協会、上場企業における会計不祥事について協会内で調査を開始している旨、公表。</p>
23日	<p>◇金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の第1回会合が行われる。座長は森下哲朗・上智大学法科大学院教授。</p> <p>◇バーゼル委とIOSCO（証券監督者国際機構）、「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」を公表。</p>
24日	<p>◇FSB、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第9次進捗状況報告書」を公表。</p> <p>◇日証協、株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループを設置した旨、公表。</p> <p>◇コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会、報告書「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」を公表。</p>
29日	<p>◇東証、「東証上場会社における社外取締役の選任状況&lt;確報&gt;」を公表。東証一部の上場会社のうち、独立社外取締役を1名以上置く会社は87.0%（前年比+25.6ポイント）、同2名以上置く会社は48.4%（前年比+26.9ポイント）。</p>
30日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の内容の一部を明確化する公開草案を公表（10月28日まで意見募集）。</p>
31日	<p>◇金融庁、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成27年7月改訂版）および「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表。</p> <p>◇経営者保証に関するガイドライン研究会、「経営者保証に関するガイドライン」Q&amp;Aを一部改定し公表。</p> <p>◇国税庁、出国時の有価証券含み益課税に係る所得税基本通達の趣旨説明を公表。</p>

## ◇8月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2015年 (H27)	9月1日	◇一定のOTCデリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表（通期）について、修正国際基準（JMIS）の適用が可能に。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
2017年 (H29)	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。	
2018年 (H30)	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、7月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。

## ◇今月のトピック

## 監査等委員会設置会社の現況

2015年7月29日 横山 淳

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150729\\_009972.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150729_009972.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の比較

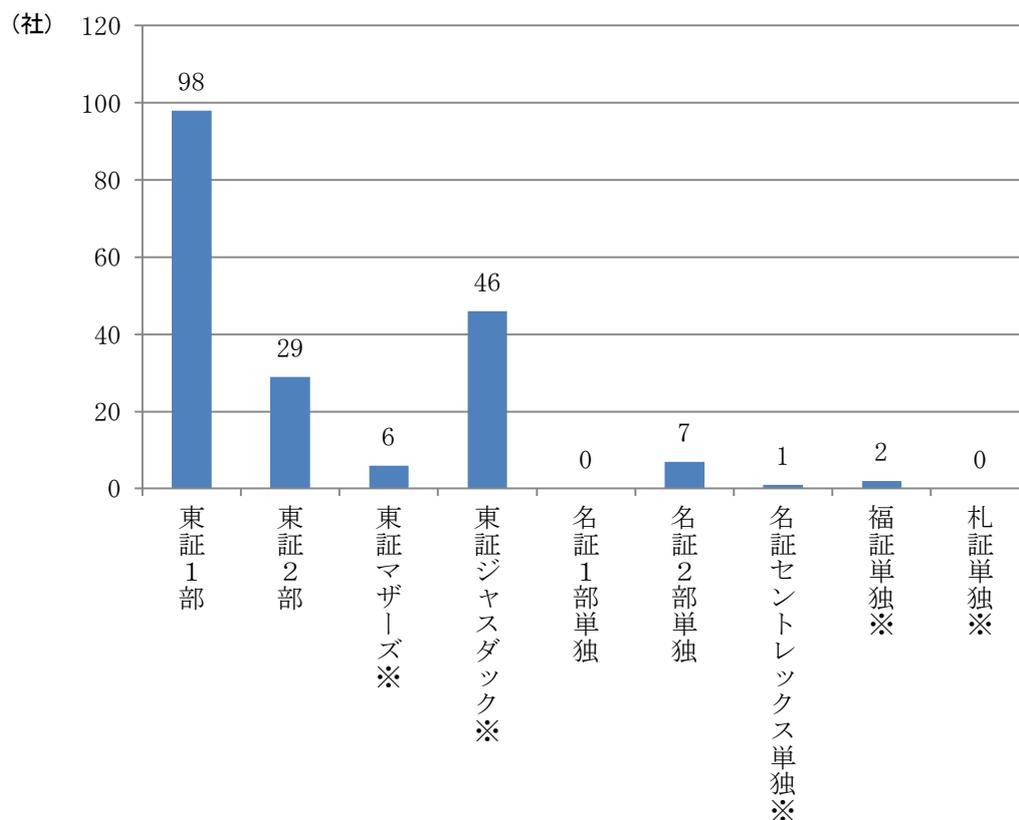
(監査機関を中心に)

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
監査機関	監査役会	監査等委員会	監査委員会
構成員	3人以上の監査役	3人以上の取締役 (監査等委員)	3人以上の取締役 (監査委員)
社外者	半数以上は社外監査役	過半数は社外取締役	過半数は社外取締役
選任方法	株主総会で選任	株主総会で他の取締役 と区別して選任	取締役の中から取締役 会で選任(互選)
任期	4年 取締役は2年以内	2年 他の取締役は1年	1年 他の取締役と同じ
監査範囲	適法性監査	適法性+妥当性監査	適法性+妥当性監査
監査方法	いわゆる実査	内部統制システム	内部統制システム
常勤者	常勤監査役は必置	常勤者の設置は任意	常勤者の設置は任意
独任制	あり(注)	なし	なし
指名委員会	設置は任意	設置は任意 ただし、監査等委員会に 意見申述権あり	必置
報酬委員会	設置は任意	設置は任意 ただし、監査等委員会に 意見申述権あり	必置
業務執行者	業務執行取締役	業務執行取締役 ただし、一定の場合に は、取締役会決議事項の 一部を、個別の取締役に 委任可能	執行役

(注) 監査役は、監査役会が設置された場合でも、各自が単独でその権限を行使するとされている。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

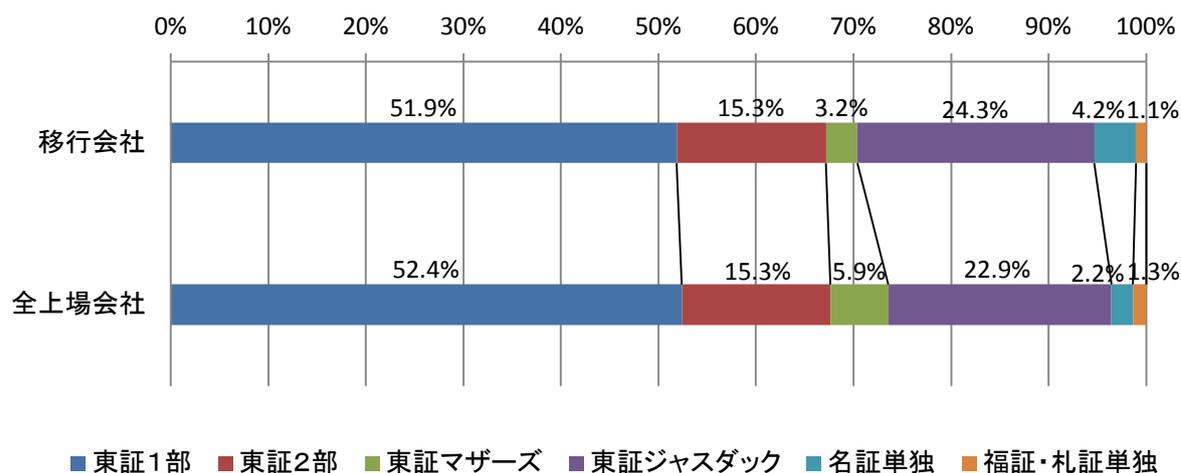
図表 2 移行会社の上場市場



(注) ※印の市場は、コーポレートガバナンス・コードのうち、基本原則のみが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象となる。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

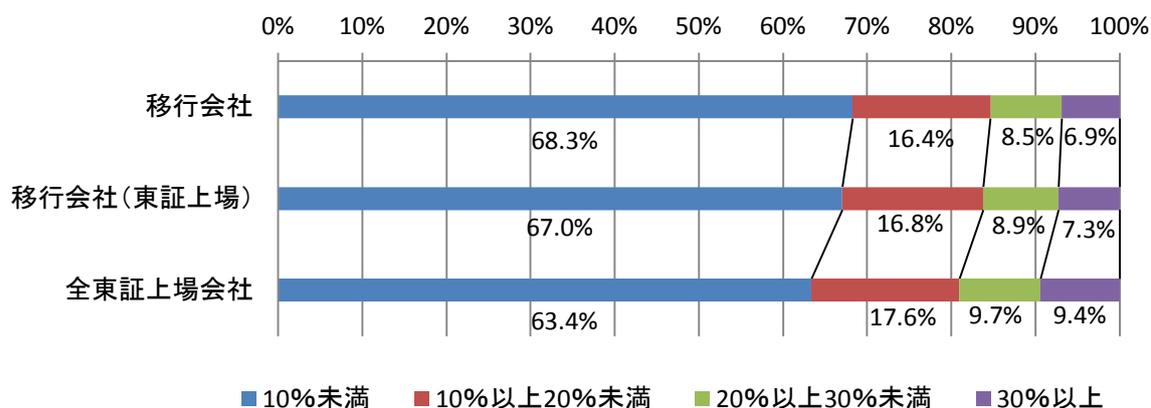
図表 3 移行会社の上場市場（構成比）



(注) 全上場市場は、2015年6月末時点における各市場のウェブサイト掲載情報による。

(出所) 各社の適時開示資料、各市場のウェブサイトなどを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 移行会社の「外国人株式保有比率」(保有比率別の構成比)

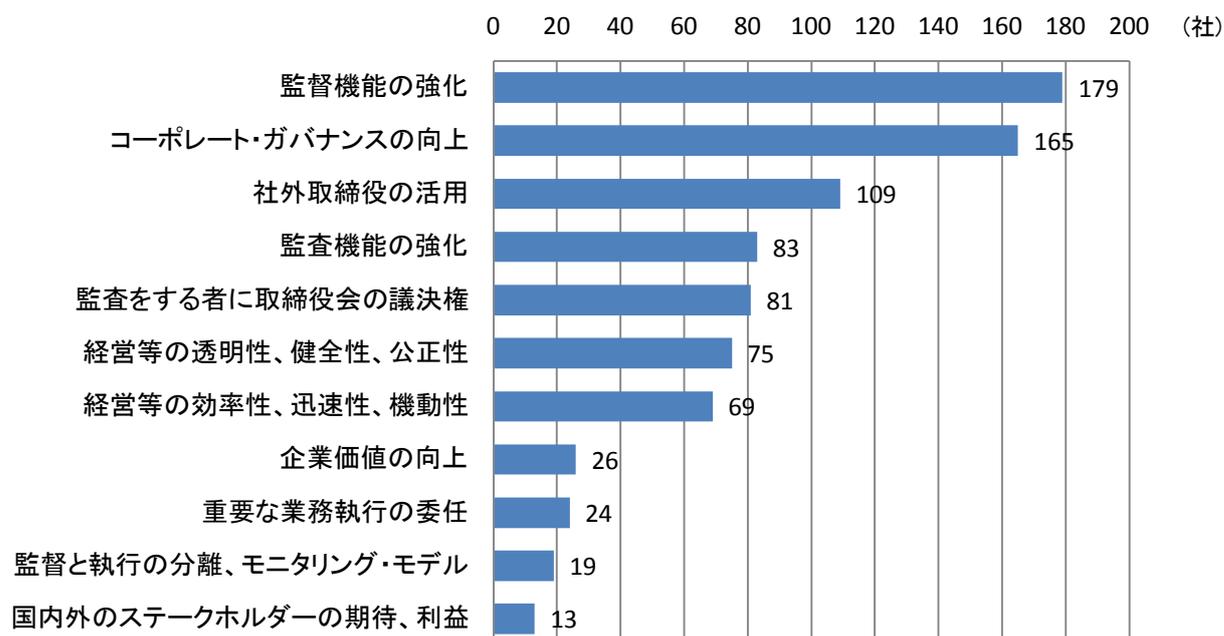


(注1) 監査等委員会設置会社移行後、最初に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(未提出の会社及び移行未了の会社については、直近に提出されたコーポレート・ガバナンス報告書)に基づいている。

(注2) 全東証上場会社については、2015年7月2日時点における各東証上場会社が提出したコーポレート・ガバナンス報告書に基づいている。

(出所) 各社のコーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 監査等委員会設置会社への移行の主な目的



(注) 10件以下のものは割愛している。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 移行前後の社外取締役の変化

社外取締役の人数	移行前	移行後（注）
0人	120社	0社
1人	43社	0社
2人	10社	89社
3人	6社	61社
4人	0社	21社
5人以上	1社	9社
平均人数	0.48人	2.72人
（参考）取締役全体に占める社外取締役の割合（平均）	6.8%	29.1%

（注）監査等委員会設置会社においては、監査委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。従って、必ず、2人以上の社外取締役が存在するはずである。

（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 移行前後の社外役員（社外取締役＋社外監査役）の変化

社外役員の数	移行前（注1）	移行後（注2）
2人	87社	89社
3人	57社	61社
4人	26社	21社
5人以上	10社	9社
平均人数	2.81人	2.72人
（参考）社外役員割合（平均）	28.4%	29.1%

（注1）監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない（会社法335条3項）。従って、必ず、2人以上の社外監査役が存在するはずである。

（注2）監査等委員会設置会社においては、監査委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。従って、必ず、2人以上の社外取締役が存在するはずである。

（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8 移行前後の役員（取締役＋監査役）の増減

増減	社数	
3人以上増	2社	増加 30社
2人増	6社	
1人増	22社	
増減なし	84社	変わらず 84社
1人減	37社	減少 66社
2人減	15社	
3人減	5社	
4人減	4社	
5人以上減	5社	

(注) 原則として、各社が監査等委員会設置会社移行後に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（未提出の会社は、移行のための株主総会招集通知）と、その直前（すなわち、移行前の最後）に提出したコーポレート・ガバナンス報告書とを比較している。従って、その間に生じた役員の逝去、辞任などは反映されていない。（出所）各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 監査等委員である取締役の人数

監査等委員である取締役の人数	社数
3人	138社
4人	30社
5人	9社
6人	3社
7人以上	0社

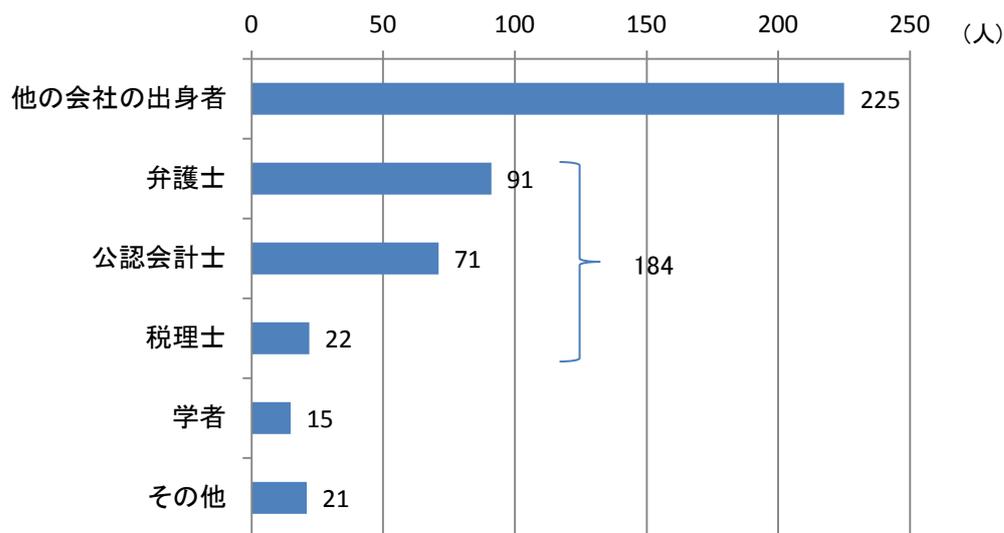
(出所) 各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 監査等委員の社外・社内構成

分類	社数	内訳		
		社外	社内	社数
すべて社外	36 社	3 人	0 人	32 社
		4 人	0 人	4 社
社外が 2 人以上多い	32 社	3 人	1 人	26 社
		4 人	1 人	3 社
		5 人	1 人	1 社
		4 人	2 人	2 社
社外・社内 1 人差	112 社	2 人	1 人	106 社
		3 人	2 人	6 社

(出所) 各社の株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

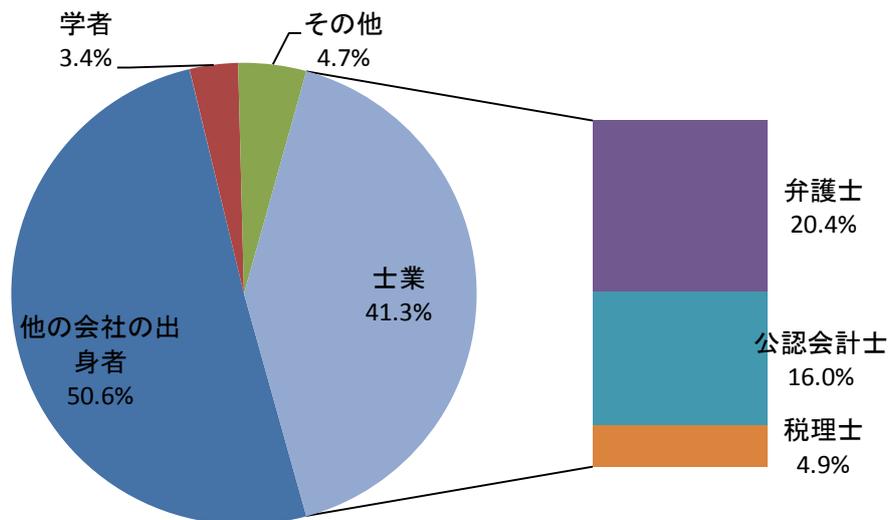
図表 11 監査等委員である社外取締役の属性 (人数)



(注) 監査等委員会設置会社移行後にコーポレート・ガバナンス報告書を提出している会社については、その記載内容に従った。未提出の会社については、株主総会招集通知の記載内容から、筆者が判断した。そのため、複数の属性を兼ね備えているケースなどについては、会社の判断と異なる場合があり得る。

(出所) 各社のコーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 12 監査等委員である社外取締役の属性（割合）



（注） 監査等委員会設置会社移行後にコーポレート・ガバナンス報告書を提出している会社については、その記載内容に従った。未提出の会社については、株主総会招集通知の記載内容から、筆者が判断した。そのため、複数の属性を兼ね備えているケースなどについては、会社の判断と異なる場合があり得る。

（出所） 各社のコーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

## 【7日】

ギリシャのデフォルトはEFSFを脅かすか？

～ギリシャのIMFへの不払いはEFSFの資金繰りに悪影響を及ぼすか？～

2015年6月30日、ギリシャは国際通貨基金（IMF）向け債務の支払いを怠った。

この不払いは、ギリシャの欧州金融安定化基金（EFSF）向け債務のデフォルト認定トリガーに該当する（クロス・デフォルト条項）。

EFSFは、これまでにギリシャに対して1,309億ユーロの融資をしており、目下最大の債権者となっている。

本稿では、EFSFの資金繰りに関する基本的な内容を解説する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150707\\_009891.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150707_009891.html)

## 【9日】

トヨタの新型株式が会計上資本でない理由

～負債と株主資本の中間区分に表示、連結ROE低下せず（米国基準）～

2015年7月2日、トヨタ自動車株式会社（トヨタ）は、「第1回AA型種類株式の発行価格等の決定および第1回AA型種類株式発行に応じた自己株式取得に関するお知らせ」を公表している。

第1回AA型種類株式は、日本の会計基準上は株主資本であることから、その発行により資本金および資本準備金の額が増加する。

しかし、米国会計基準では、第1回AA型種類株式は、株主が金銭対価の取得請求権を有するため、株主資本として取り扱われず、負債と株主資本の中間区分に独立して表示されるため、連結財務諸表においては資本金および資本準備金の額は増加しない。

これにより、新型株式の発行は、連結の自己資本利益率（ROE）の低下を招かないということになる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150709\\_009901.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20150709_009901.html)

## 【13日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から第6回

マイナンバーの告知と本人確認（3）

～サラリーマン（給与）、パート・アルバイト、年金受給者の場合～

今回は、サラリーマンの給与所得や退職所得、原稿料や講演料、パート・アルバイトの収入、年金受給者の年金に関して、マイナンバーの記載が必要な書類や手続き、マイナンバーの告知の時期、本人確認の手法について解説します。

サラリーマンの勤務先による本人確認については、身元確認書類の提示は簡素化されています。

番号制度導入後、税務面で注意すべき点についても説明します。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150713\\_009906.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150713_009906.html)

**【13日】****法律・制度 Monthly Review 2015.6****～法律・制度の新しい動き～**

6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、コーポレートガバナンス・コードが適用開始され、企業統治や株主との対話に関心が集まったこと（1日）、バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」を公表したこと（8日）、議決権あり・配当優先・譲渡制限あり・非上場の新型種類株式の発行が株主総会で承認されたこと（16日）、ASBJが修正国際基準(JMIS)を公表したこと（30日）、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150713\\_009910.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150713_009910.html)

**【22日】****なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第7回****マイナンバーの告知と本人確認（4）****～自営業者、弁護士・税理士等士業従事者、開業医～**

自営業者の場合は、所得税や消費税の確定申告書にマイナンバーを記載し、自分で提出します。弁護士・税理士などの士業従事者の場合、さらに、報酬の支払者にマイナンバーを告知する必要があります。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150722\\_009948.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150722_009948.html)

**【29日】****犯収法の施行令、施行規則の改正案について****～本人確認等に係る犯罪収益移転防止法の2014年改正関連～**

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」）が2014年11月19日に成立し、同月27日に公布された。

改正法の施行に向けて、関連する政令等の改正案の公表が待たれていたが、2015年6月19日に公表された。

この改正案には多くの重要な改正が含まれ、2016年10月1日の施行が目指されている。

このレポートでは、関係する制度に触れつつ、政令等の改正案の概略を紹介する。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150729\\_009969.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150729_009969.html)

**【29日】****監査等委員会設置会社の現況**

2015年5月1日、会社法改正法が施行され、株式会社の新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が導入された。これは、監査役や監査役会がなく、代わって、取締役を構成員（過半数は社外取締役）とする監査等委員会が設置される機関設計である。

2015年6月26日現在、監査等委員会設置会社への移行（又は移行予定）を開示した上場会社は189社確認された。このうち、東証1部上場会社が98社と半数以上を占めている。その一方、コーポレートガバナンス・コードについて基本原則のみが「コンプライ・オア・エクスプレイン」の対象とされるジャスダック上場会社も46社含まれる。

監査等委員会設置会社制度導入の目的の一つとして、「社外取締役の活用」が挙げられる。確かに、監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役の人数は、移行前（平均0.48人）と比較して、移行後（平均2.72人）は大きく増加している。もっとも、社外役員（社外取締役＋社外監査役）全体の人数で見ると、移行前（平均2.81人）よりも、むしろ、若干、減少している。

加えて、監査等委員である社外取締役が全員、移行前には社外監査役であった会社が53.3%確認できることなどからすれば、単に、従来の社外監査役が、（監査等委員である）社外取締役に「横滑り」しただけの会社も多数あることが推測される。

監査等委員会設置会社制度の特徴の一つとして、取締役会に付議すべき議案を減らし、いわゆるモニタリング・モデルの取締役会を指向できることが挙げられる。確かに、大半（85.6%）の会社において、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定款変更が行われていることが確認できた。もっとも、移行前後の役員数（取締役＋監査役）の変動が、±1人におさまる会社も多く（79.4%）、いわゆるモニタリング・モデルを前提とした役員構成の「スリム化」には、必ずしもつながっていないようだ。

監査等委員会の構成は、社外取締役2人、社内取締役1人の3人構成とする会社が多い。社外取締役の属性としては、「他の社の出身者」が半数以上であるが、いわゆる士業（弁護士、公認会計士、税理士）の者も多い。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150729\\_009972.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150729_009972.html)

## ◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
フジサンケイビジネスアイ (7月9日付9面)	投資型クラウドファンディング についてコメント	横山 淳
日経ヴェリタス (7月12日付49面)	コーポレート・ガバナンス報告書 についてコメント	横山 淳
ニッキン (7月17日付1面)	ボルカー・ルールについてコメント	横山 淳
週刊ダイヤモンド (7月18日号)	数字は語るー確定申告なしの 「ふるさと納税」で大打撃の自治体も	是枝 俊悟
週刊東洋経済 (7月18日号)	コーポレート・ガバナンスのあり方 についてコメント	横山 淳
週刊エコノミスト (7月21日号)	規制強化が地銀再編を促進する可能性	鈴木 利光
読売新聞 (7月22日付朝刊8面)	コーポレート・ガバナンスのあり方 についてコメント	横山 淳
Financial Adviser (8月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.05 来年からスタートする ジュニアNISAの仕組みを徹底理解する	是枝 俊悟

## ◇7月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
7月2日 公開	コラム：「今年」の株主総会のテーマはコーポレートガバナンス・コード？～コーポレートガバナンス・コード雑感Ⅲ <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20150702_009877.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20150702_009877.html</a>	横山 淳